

令和6年度版

く さ つ ま ち
草津町

こ そ だ
子育てガイドブック
2024

だい ぶ にんしん あか
第1部 妊娠・赤ちゃんのこと (①～⑨)



草津町
育ちと学びを支えるネットワーク事業

草津町健康推進課（草津町保健センター）
草津町教育委員会こどもみらい課（ベルツこども園・児童室）
草津町教育委員会事務局（小・中学校等）
草津町住民課・草津町福祉課

1 目次・はじめに

2 妊娠・赤ちゃんのこと

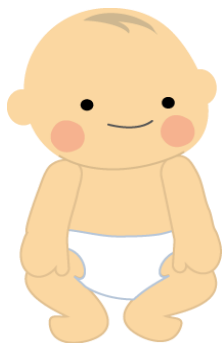
3 乳児等健診と
予防接種

4 相談体制と
育児支援教室

5 こども園と
小・中学校

6 各種の
制度等
手当・

7 もしもの
相談窓口
等の



ようこそ、草津町へ！

草津町では、『子どもは町の宝物』と考えて、町長自らが中心となって、さまざまな『子育て支援策』を展開しています。

この『子育てガイドブック』は、草津町で子育てをしていく保護者の皆さんのお役に立てればと、妊娠期からの子育て支援の事業や制度の案内をさせていただくために用意したものです。

出来る限り最新の情報がお知らせできるように、毎年度、発行してきたいと思います。

1 目次・はじめに

※【分割版】の「目次・はじめに」は第1部～第3部共通です。

○目次	0-1
○草津町のオリジナル子育て支援策の紹介	0-3
○草津町の子育て支援機関の紹介	0-4
○草津町役場の関係機関等の紹介	0-5

第1部 妊娠・赤ちゃんのこと（①～⑨）

2 妊娠・赤ちゃんのこと



① 妊娠がわかったら

・母子健康手帳の交付	1-1
・妊婦健康診査受診券の交付	1-2

② 生まれる前の準備

・両親学級	1-3
-------	-----

③ 赤ちゃんが生まれたら

・出生届	1-4
・出生連絡票	1-5
・産後ケア事業	1-6
・産婦健診	1-7
・新生児聴覚検査費用助成	1-7
・1か月健診費用助成	1-7

3 乳児等健診と予防接種

④ 赤ちゃんの健康のために 乳児健診

・乳児健診、乳児相談	1-8
・ブックスタート	1-9

⑤ 赤ちゃんの健康のために 幼児健診

・1歳6ヶ月児健診	1-10
・3歳児健診	1-11
・フッ素塗布	1-11
・3歳児眼科健診（屈折・眼位検査）	1-11

⑥ 赤ちゃんの健康のために

・定期予防接種	1-12
・小児インフルエンザ予防接種	1-14
・おたふくかぜ予防接種	1-14

4 相談体制と育児支援教室

⑦ 育児支援教室・保健センターのサポーター

・ベビールーム	1-16
・すまいる	1-17
・母子保健推進員	1-17
・食生活改善推進員	1-17

⑧ 子育てひろば「すくすく」

1-18

⑨ 草津町「育ちと学びを支えるネットワーク事業」

・幼児個別相談・教育相談	1-19
・5歳児運動健診	1-20

第2部 こども園と小・中学校（⑩～⑯）

5 こども園と小・中学校



⑩ 草津町立認定こども園ベルツこども園	2-1
⑪ 草津町立草津小学校	2-3
⑫ 草津町立草津中学校	2-5
⑬ 草津町児童室（学童保育）	2-7
⑭ 草津町スポーツ少年団	2-8
⑮ 草津町立温泉図書館	2-9
⑯ 草津町の子育て関係機関マップ／通学路マップ	2-10

第3部 各種の制度・手当等（⑰～⑳）

6 各種の制度・手当等



⑰ 国民健康保険・福祉医療費受給資格者証	
・国民健康保険、出産育児一時金	3-1
・福祉医療費受給資格者証《子ども用》	3-2
⑱ 出産を支援する制度	
・特定不妊治療費等助成事業	3-3
・未熟児養育医療給付申請制度	3-4
・出産・子育て応援事業	3-5
⑲ 子育てを支援する制度	
・草津町出産祝金	3-6
・児童手当	3-7
・児童扶養手当	3-8
⑳ 特別な支援を必要とする子どものための制度	
・特別児童扶養手当	3-9
・身体障がい者手帳・療育手帳の交付等	3-10
・就学援助費制度等	3-11
㉑ 就学・進学に関わる子どものための制度	
・草津町高校生等就学費・奨学資金貸与制度等	3-12
㉒ その他の子育て支援に関わる事業案内（草津町）	
・町内巡回バス／防災メール／草津町LINE	3-13
・公園案内	3-14
㉒ その他の子育て支援に関わる事業案内（国・県）	3-15
㉓ 草津町の医療機関・休日の当番医等	3-16
㉔ 休日や夜間の救急等の相談窓口	3-17
㉕ 子どもSOSダイヤル・児童虐待相談窓口	3-18
㉖ その他の支援機関の相談窓口	3-19

7 もしものときの相談窓口等

草津町オリジナル子育て支援策の紹介

◎切れめのない子育て支援の展開・・・キーワードは『橋渡し』



草津町では妊娠期から高校生までの『切れめのない子育て支援（橋渡し）』を目指して、様々な支援策を推進しています。

草津町長が先頭に立ち、草津町役場の各関係機関が連携を取り“横断的かつ接続性のある”子育て支援行政の推進体制に努めています。

「ようこそ、草津町へ」、子育て世代のみなさんの『育ちと学び』を私たち行政機関が連携し、手を携え、サポートしたいと思います。

◎草津町が推進するオリジナル子育て支援

草津町は人口6,052人（R6.4.1時点）という小さな町ですが、草津温泉は「にっぽんの温泉100選／観光経済新聞社主催」において【21年連続で日本1位（令和5年度時点）】となっている活気溢れる町です。このような観光立町において、草津町長は、『福祉と観光のまちづくり』を軸に、重点施策として『子育て行政』を推進しています。

◇妊産婦からの支援（保健センター母子保健事業）の充実

◇こども園・小・中学校、全ての子どもの給食費の完全無料化実施

◇学童保育（小1～小4までの働く親の支援策）の充実

◇中学生の学生服購入負担（半額負担）事業の実施

New! ◇高校生等への就学費補助制度（一人あたり年額5万円）の実施

New! ◇ベルツこども園保育料の**全年齢無償化**の実施



◎草津町『育ちと学びを支えるネットワーク』事業



草津町では子育て行政に関わる主体機関となる保健センター（健康推進課）と教育委員会事務局とが連携し、加えて、外部から医師や臨床心理士等の専門家と事業提携をし、『育ちと学びを支えるネットワーク事業』という子育て支援策を平成24年度から展開しています。

この事業の詳細は『子育てガイドブック 第1部』に載せていますが、5歳児健診や各種の相談事業など、町の保健師や外部からの専門家チームの先生方と行政機関とが一体となって、お子さんの育ちと学びをサポートいたします。

◎地域特色を活かした接続性ある子育て支援

小さな町のため、草津町では、認定こども園、小学校、中学校とが『すべて“公設公営”で1つずつの設置』となっています。この地域特色を活かし、きめ細かな、切れめのない、接続性のある子育て支援の実現を目指して関係各課が連携しています。

草津町立ベルツこども園
（認定こども園）

草津町立草津小学校

草津町立草津中学校

“公設公営”で1つずつ

草津町の子育て支援機関の紹介

草津町役場では、子育て行政に関わる機関として主に5課が対応をしています。
町の保健センター、教育委員会（事務局・こどもみらい課）、住民課、福祉課の、どの窓口においても丁寧な対応をいたしますので、遠慮なくお声がけ、または電話でご相談ください。

このガイドブックでは、子育て世代の皆さん向けに関係機関の主な業務や事業、制度をご案内していますのでご活用ください。

◎切れ目のない横断的かつ接続性のある子育て支援・・・草津町役場関係機関

妊産婦 ▶	乳幼児 ▶	こども園 ▶	小学校 ▶	中学校 ▶	高校（18歳まで）
保健センター〈健康推進課〉（母子保健・食育等担当）					
教育委員会こどもみらい課（こども園・児童室担当）					
教育委員会事務局（教育全般担当）					
住民課・教育委員会こどもみらい課（児童福祉全般担当）					
福祉課（社会保障・障害者施策担当）					

◆子育て行政に関わる草津町役場の主要機関 代表電話番号

草津町役場健康推進課（保健センター）	0279	88-5797	母子保健全般
草津町教育委員会こどもみらい課（役場1階）	0279	88-0005	こども園・児童福祉全般
草津町教育委員会事務局（役場1階）	0279	88-0005	教育関係全般
草津町役場住民課（役場2階）	0279	88-7192	児童福祉全般
草津町役場福祉課（役場2階）	0279	88-7189	社会保障全般

◆関係機関 代表電話番号一覧

※役場の全関係機関の案内はP0-5・0-6に掲載

草津町役場	0279	88-0001
草津町立認定こども園ベルツこども園	0279	88-3738
草津町立草津小学校	0279	88-2156
草津町立草津中学校	0279	88-2227
草津町児童室	0279	88-6250（公設公営学童保育）

◆主な関係機関の公式ホームページURL

草津町役場公式HP	https://www.town.kusatsu.gunma.jp/
草津町立草津小学校公式HP	https://kusatsu-es.kusatsu.ed.jp/
草津町立草津中学校公式HP	https://kusatsu-jhs.kusatsu.ed.jp/
草津温泉観光協会公式HP	https://www.kusatsu-onsen.ne.jp/
草津町社会福祉協議会公式HP	http://www.kusatsu-shakyo.com/

◎草津町子育てガイドブックの見方について

○『草津町子育てガイドブック』では、妊産婦から高校生までの子育て支援に関わる草津町の主な事業を、次の3部に分冊して紹介しています。

- 第1部：妊娠・赤ちゃんのこと
- 第2部：こども園と小・中学校
- 第3部：各種制度・手当等

○各事業や案内の下には『お問い合わせ先』を載せていますので、もっと詳しく知りたい場合は、担当部署にご連絡ください。

例)	お問い合わせ	〇〇〇〇 （事業名）	担当部署	0279 88-●●●●
----	--------	---------------	------	-----------------

草津町役場の関係機関等の紹介

1. 役場 開庁時間 平日昼間（月～金曜）

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日年末年始を除く）



役場案内地図
（googleマップ表示）

2. 草津町役場公式ホームページ

<https://www.town.kusatsu.gunma.jp/>

草津町からのお知らせやご案内（休日の当番医のことや、各種手続きのことなど）は、草津町役場公式ホームページに載っています。どうぞご利用ください。



草津町役場
公式ホームページ

3. 草津町広報 〈広報いでゆ〉

毎月発行しています『草津町広報 〈いでゆ〉』では草津町からのお知らせやご案内、また、こども園の様子や小中学生のスポーツ大会の結果などが掲載されます。ご覧になってください。



広報いでゆ
（草津町ホームページ）

4. 草津町役場 窓口 ご案内一覧表

市外局番0279

取扱事務	担当課	場所	電話番号
（１）住民記録関係			
- 住民票の写しの交付 - 住民票記載事項証明書の交付 - 転出入・転居・世帯変更の届出 - 住民基本台帳の閲覧 - マイナンバーカード（個人番号カード）の交付 - マイナンバーカードによるコンビニでの住民票等の取得について - 広域住民票の写しの交付（午前9時から午後5時まで） - 年金受給者現況届の証明	住民課	草津町役場 2階 2番窓口	（0279） 88-7192
（２）印鑑証明書関係			
- 印鑑登録・登録廃止 - 印鑑証明書の交付（印鑑登録手帳を必ずお持ちください）	住民課	2階 2番窓口	88-7192
（３）戸籍関係			
- 戸籍の届出 - 戸籍の全部・個人事項証明書（謄本・抄本）の交付 - 戸籍の附票の写しの交付 - 身分証明書の交付	住民課	2階 2番窓口	88-7192
（４）保険・年金関係			
- 国民健康保険の加入、資格喪失等の届出 - 国民健康保険 保険証の交付 - 国民健康保険税に関すること - 後期高齢者医療 保険証の交付 - 後期高齢者医療保険料に関すること - 国民年金の加入（3号を除く）、資格変更の届け出	住民課	2階 2番窓口	88-7192

取扱事務	担当課	場所	電話番号
(5) 福祉関係			
・ 障がい者手帳の交付 ・ 介護保険資格等の関係 ・ 介護保険料に関すること ・ 福祉医療制度の関係 ・ 生活保護の相談	福祉課	草津町役場 2階 3番窓口	(0279) 88-7189
・ 介護サービスなど高齢者総合相談業務	地域包括支援センター	1階	88-0294
(6) 町税関係			
・ 各種証明書の交付（納税証明書、完納証明書、非課税証明書） ・ 軽自動車税証明書の交付 ・ 固定資産税・都市計画税・町県民税・軽自動車税に関すること	税務課	2階 5番窓口	88-7186
(7) 母子保健関係			
・ 乳幼児の健診、子育てに関する相談 ・ 母子手帳の交付、妊婦健診受診券交付の手続きに関すること ・ 乳幼児や高齢者の予防接種に関すること ・ 各種健診及び心身の健康に関する相談 ・ 健康づくり・食育・栄養に関すること	健康 推進課	草津町総合 保健福祉 センター	88-5797
(8) こども園・児童室関係			
・ 認定こども園に関すること ・ 子育て支援に関すること ・ 学童保育（児童室）に関すること ・ 子育てひろば「すくすく」に関すること	教育委員会 こどもみらい 課	ベルツこども園	88-3738
		みらい支援室	88-0005
(9) 教育関係			
・ 児童生徒の入学・5歳児運動健診に関すること ・ 児童生徒の転校（転出入）手続きに関すること ・ 教育相談（不登校・いじめ問題等）に関すること ・ 特別支援教育・発達特性に関すること ・ 各種就学援助費・学校給食無料化に関すること ・ 奨学金制度に関すること ・ 高校生の就学費補助に関すること ・ 学校教育・学校施設利用に関すること ・ 幼児教育に関すること	教育委 員会 事務局 学校教 育係	教育委員会 事務局 （学校教育係） （こどもみらい課） （社会教育係） 草津町役場 1階	教育委員会 事務局 （学校教育係） （社会教育係） 88-0005
・ 草津町の文化財に関すること ・ 草津町公民館使用に関すること ・ 生涯学習・社会教育に関すること ・ 体育施設利用・スポーツ協会に関すること ・ スポーツ少年団に関すること ・ 草津町立温泉図書館利用に関すること ・ 中学生海外姉妹都市交流に関すること	教育委 員会 事務局 社会教 育係	草津町公民館 1階 温泉図書館 （草津温泉バス ターミナル3階）	草津町公民館 88-3619 草津町立 温泉図書館 88-7190
(10) その他			
・ 児童手当・特別児童扶養手当に関すること ・ 墓苑の管理に関すること ・ 犬の登録・狂犬病予防注射・犬、猫避妊手術の助成、蜂の駆除に関すること ・ パスポートに関すること（受付時間 午前9時～午後4時30分）	住民課	草津町役場 2階 2番窓口	88-7192
・ 有害鳥獣（熊、イノシシ、猿、たぬき等）に関すること	総務課	3階 7番窓口	88-0001
・ 弁護士による困りごと相談（予約制）	総務課	3階 7番窓口	88-0001
(11) 収納関係			
・ 税金、保険料、水道使用料、温泉・温水使用料等の支払	会計課	2階 1番窓口	88-7185
(12) 水道・下水道			
・ 水道・下水道に関すること	上下水道課	3階 9番窓口	88-7183
(13) 温泉・温水			
・ 温泉・温水に関すること	温泉課	3階 8番窓口	88-7182
(14) ごみ関係			
・ ごみの分別、出し方、収集に関すること	生活環境課	クリーンセンター	88-2407
(15) 道路行政（除雪・融雪）・町営住宅等			
・ 道路行政（除雪・融雪）・町営住宅等に関すること	土木課	3階 10番窓口	88-7184

【草津町役場住民課作成／草津町役場公式HP掲載あり・住民課窓口配布用資料あり】

① 妊娠が分かったら “母子健康手帳の交付”

妊娠がわかったら、医療機関から「妊娠の届出書」を受け取り、早めに草津町保健センターに「届出」をしましょう。届出を行うと『母子健康手帳』が交付されます。

【必ず電話連絡の上、来所してください】

2

赤ちゃんのこと

●交付に必要なもの

届出する人	必要なもの
妊婦本人 が届出をする場合	●妊娠届出書（届出窓口／保健センター）＊届出書は医療機関で交付されます
	●個人番号確認書類
	個人番号カード
	個人番号通知カード（個人番号カードがない場合） 運転免許証、旅券等官公署が発行した写真付きのものから1点 健康保険証、年金手帳、社員証等から2点 （写真付きの身分証明書を持っていない場合）
妊婦の夫、妊婦の 父母、夫の父母の いずれか が届出をする場合	●妊娠届出書（届出窓口／保健センター）＊届出書は医療機関で交付されます
	●窓口にお越しの方の本人確認のできる身分証明書類（右記のいずれか）
	●妊婦本人の個人番号確認書類（右記のいずれか）
	個人番号カード、運転免許証、旅券等官公署が発行した写真付きのものから1点 被保険者証、年金手帳、社員証等から2点 個人番号カードまたはその写し 通知カードまたはその写し

●母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付の際には『赤ちゃんの健やかな成長のために～ソフトケース～』に大切な書類やお知らせを一緒に入れてお渡しします。



赤ちゃんの健やかな成長のために～ソフトケース～



『赤ちゃんの健やかな成長のために～ソフトケース～』の中に以下の資料などが入っています。



このソフトケースの中の母子健康手帳をはじめとする書類やお知らせなどは大切なものばかりです。一通り目をとおり、赤ちゃんの健やかな成長にお役立てください。

草津町保健センターでは、赤ちゃんと、保護者の方の健康を守るために、いろいろな事業や活動を実施しています。分からないことがありましたらお気軽に相談をしてください。

お問い合わせ	母子健康手帳の交付	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
--------	-----------	-------------------	-----------------

第1部 妊娠・赤ちゃんのこと

① 妊娠が分かったら “妊婦健診受診券の交付”

草津町では妊娠の届出をした方に妊婦健康診査受診券を交付しています。

この受診券は、医療機関における妊婦健康診査費用の一部を補助するもので、群馬県内の医療機関で使うことができます。

- 受診券の交付対象：草津町に住民票がある妊婦の方
(交付枚数／補助金額：14枚／98,730円分の補助)



※里帰り出産等の理由により、群馬県外の医療機関で妊婦健診を受診する場合、交付した受診券は使用することができません。また、**県外医療機関**での妊婦健診受診の際には、医療機関との契約か、償還払い対応となります。手続きが必要となりますので、健康推進課保健師にご相談ください。

※草津町外から草津町へ転入した場合

前住所地で交付されている受診券や補助券は使用できません。草津町の受診券に差し替える手続きが必要となりますので、母子手帳及び前住所地で交付された妊婦健診受診券を持参の上、草津町保健センターの窓口へ来所してください。母子手帳は前住所地で交付されたものを使用することができますので、基本的に差し替えは行いません。

※草津町から転出した場合

受診券の交付を受けてから転出した場合、草津町で交付した受診券は使用できません。転出先の自治体で、受診券の差し替え手続きを行ってください。

お問い合わせ	妊婦健康診査受診券の交付	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
--------	--------------	-------------------	-----------------

草津町健康カレンダーの配付

草津町保健センター（健康推進課）では、毎年度、『草津町健康カレンダー』を配布しています。

このカレンダーには、母子保健事業の乳児健診や1歳6ヶ月児健診や3歳児健診、また、乳幼児等の予防接種関係の日程がひと目で分かるようにした形で載せています。

サイズはA3サイズ2枚分くらいの大きさです。
全員に配布をいたしますので参考としてください。



お問い合わせ	健康カレンダー
保健センター (健康推進課)	0279 88-5797

2024年度 草津町健康カレンダー

母子保健事業
(乳児健診や
3歳児健診など)
の年間日程
が載っています

乳幼児等の
予防接種関係の
年間日程が載っ
ています

草津町健康センター
0279-88-5797
健康推進課 0279-88-5797

子育て支援課 0279-88-5797
子育て支援課 0279-88-5797

子育て支援課 0279-88-5797
子育て支援課 0279-88-5797

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025 1月	2月	3月
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
火	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
水	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
木	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
土	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
日	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
月	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
火	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
水	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
木	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
金	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
土	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
日	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
月	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
火	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
水	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
木	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
金	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
土	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

草津町保健センターの
年間スケジュールが
載っています。

② 生まれる前の準備

“両親学級”

妊娠おめでとうございます。

お腹の赤ちゃんの健やかな誕生を待ち望んでいらっしゃると思いますが、妊娠・出産・育児に不安や悩みをお持ちではありませんか？

草津町と長野原町では、下記のとおり合同で『両親学級』を行っています。

この両親学級で、妊婦さん同士の仲間作りや出産・育児について学び、少しでも不安を解消し、これからの生活に役立てていただければと思います。

職員一同、皆様のご参加をお待ちしています。



日程については、5月に2日間、11月に2日間を予定しています。
対象となる妊婦さんに個人通知を発送しますので、
通知に記載の日時をご確認ください。

●両親学級プログラム

2日間の日程で実施します。
詳細は個人通知をご覧ください。

- 開講式 オリエンテーション
- 赤ちゃんの生理と保育（医師）
- 妊娠中の栄養（栄養士）
- 出産後の届出・制度（保健師）
- ハーモニー体操（インストラクター）
- お産の準備と経路・リハーサル
- 赤ちゃんのお風呂・母乳保育（助産師）
- お父さんの妊婦体験（保健師）
- 閉講式



●持ち物

- 母子手帳・テキスト（一日目に配布します）・筆記用具
- ハーモニー体操の時はバスタオルを1枚持参してください。
- 動きやすい服装でお越しください。

●申 込

参加費は
無料です

- 案内通知をします。
- 同封の「両親学級出欠票」を提出してください。郵送でも構いません。
- 参加したいプログラムだけの申込も可能です。
- お父さんの参加もお待ちしています。
- 途中で気分や具合が悪くなった場合、休憩して頂くこともできます。

お問い合わせ・お申し込み	両親学級	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
--------------	------	-------------------	-----------------

産前産後の相談

心配ごととは相談してください。

妊娠が分かり、妊娠中の生活や産まれてくる赤ちゃんの準備、出産後の生活などについて、分からないことや心配なことはありませんか？

草津町では、皆さんが安心して出産を迎え、子育てに取り組むことができるように町保健師が相談に応じています。

妊婦さんや、お父さんお母さんの気持ちに寄り添い一緒に考え、必要な情報をお伝えしたり、適切な相談先をご紹介します。お気軽にご相談ください。

- 日 時 : 平日 午前8時30分から正午、午後1時から午後5時
- 場 所 : 草津町総合保健福祉センター（草津町健康推進課）
- 相談方法 : 来所相談の場合は事前にご連絡ください。



お問い合わせ	産前産後の相談窓口	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
--------	-----------	-------------------	-----------------

③ ^{あか}赤ちゃんが^う生まれたら “^{しゅっしょうとどけ}出生届・^{あか}赤ちゃん^{ほうもん}訪問”

お誕生おめでとうございます。
草津町の保健センターをはじめ、関係機関で
これから様々なサポートを行っていきます。

しゅっしょうとどけ
出生届

☆赤ちゃんが生まれたら、
生まれた日を含めて14日
以内に届出をしましょう。

- 届出義務者：父または母
●届 出 先：次の市区町村の窓口
○本籍地又は届出人の住所地の市区町村
○赤ちゃんを出産した病院のある市区町村
※出生届以外の手続きは住所がある市町村で行います。
●持参するもの：母子健康手帳・保険証・マイナンバーのわかるもの



草津町役場住民課
メッセージカード

2 妊娠・赤ちゃんのこと

お問い合わせ・手続き	出生届	草津町役場 住民課	0279 88-7192
------------	-----	-----------	-----------------

しゅっしょうれんらくひょう
出生連絡票

☆『出生連絡票』の提出をお願いします。

赤ちゃんとお母さんの様子を保健師に教えていただくためのものです。出生後、保健師や助産師が訪問させていただきます。

里帰りされる方は、里帰り先・期間等をご記入ください。

[illegible]

母子健康手帳の交付時に配布する「別冊：母子健康手帳（群馬県）」に綴じ込まれている『出生連絡票』を、お早めに草津町保健センターに提出するか、ポストへ投函してください。

提出がない場合でも担当者から連絡をさせていただきます。

お問い合わせ・手続き	出生連絡票	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
------------	-------	-------------------	-----------------

あか ほうもん
赤ちゃん訪問

☆訪問するときは事前に連絡調整をいたします。



町(保健センター)の保健師や、助産師が生後4ヶ月までの赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問し、赤ちゃんの様子やお母さんの様子を教えていただいたり、健康相談や育児のアドバイスをします。(無料)

お問い合わせ・手続き	赤ちゃん訪問	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
------------	--------	-------------------	-----------------

③ あかちゃんが生まれたら “産後ケア事業”

2

妊娠・赤ちゃんのこと

第1部 妊娠・赤ちゃんのこと



産後ケアは出産後、お母さんが安心して子育てができるよう助産師による授乳指導・育児相談・休養等のサポートが受けられる事業です！

初めての育児に戸惑っている

赤ちゃんが思うようにおっぱいを飲んでくれない

産後の体調が優れない

相談できる人がいない

●利用できる施設

施設名	日時	自己負担金 (非課税)	利用回数	保育所利用料金 (非課税)
西吾妻福祉病院 (1階産後ケアエリア)	月・火・水 10時～ 16時30分	1,000円/日 (昼食代込み) ※残りの24,000円は 草津町が負担します	7回まで	500円/1日/1人 (昼食・おやつ込み) ※残りの1,000円は 草津町が負担します

●利用できる方

草津町に住所のある産後4ヶ月未満の赤ちゃんとお母さん

●ケアの内容

- ・授乳や沐浴についての相談、指導
- ・ママのケア（乳房ケア）
- ・育児に関する相談、支援
- ・ゆっくり休息 など

●利用方法

草津町保健センターへ事前に申請書の提出が必要になります。
利用希望の方は下記までご連絡ください。



※直接病院に申し込むことはできませんのでご注意ください。



お問い合わせ	産後ケア事業	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
--------	--------	-------------------	-----------------

③ あか赤ちゃんが生まれたら さんぶけんしん“産婦健診・1ヶ月健診・げっけんしん新生児聴覚検査しんせいじちようかくけんさ”

さんぶけんこうしんさひようじよせい 産婦健康診査費用助成

令和元年（2019）年度より産婦健康診査の費用助成を開始しています



《産婦健康診査とは》

産婦健診は、出産後約2週間及び約1ヶ月を経過する時に産科医療機関で受診していただく健診です。草津町では、産婦健診の健診費用の一部助成を行います。

- 対象者：草津町に住民票を有する産後約2週間及び産後約1ヶ月の産婦
- 健診時期：産後約2週間及び産後約1ヶ月
- 健診内容：問診、診察（子宮復古・乳房の状態等）、体重・血圧測定、尿検査、産後の心の健康状態等
- 助成額：5,000円/回（1人2回まで）
- 健診受診方法：
 - ・産科医療機関に産婦本人が予約をして、医療機関で健診を受けます。
 - ・妊娠届出（母子手帳交付）時に、妊婦健診受診票及び新生児聴覚検査受診票と併せて、『産婦健診受診票』を交付します。
 - ・健診受診時に、受診票に必要事項を記載し、医療機関へ持参してください。

2 妊娠・赤ちゃんのこと

第1部 妊娠・赤ちゃんのこと

お問い合わせ	産婦健康診査費用助成	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
--------	------------	-------------------	-----------------

しんせいじちようかくけんさひようじよせい 新生児聴覚検査費用助成

平成30（2018）年度より新生児聴覚検査の費用助成を開始しています。

《新生児聴覚検査とは》

新生児聴覚検査は、新生児期において、先天性聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査です。早期発見により適切な支援が行われることで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられます。

この検査は、出産した医療機関において、産後入院中に実施される検査です。

- 受診票の受け取り方法：妊娠届出時に妊婦健診受診票と一緒に「新生児聴覚検査受診票」を交付します。
- 検査対象：出生から生後1ヶ月の新生児（新生児1人に対して1回の補助です。）
- 公費負担額：上限3,000円（3,000円に満たない場合はその額）
- 受診方法：

出産した医療機関に「新生児聴覚検査受診票」を提出してください。
受診後、医療機関から市町村へ直接、検査結果が送付される仕組みとなっています。

お問い合わせ	新生児聴覚検査費用助成	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
--------	-------------	-------------------	-----------------

③ あか 赤ちゃんが生まれたら “産婦健診・1ヶ月児・新生児聴覚検査”

げつ じ けん しん ひ よう じょ せい 1ヶ月児健診費用助成

令和6（2024）年度より1ヶ月児健診の費用助成を開始しています。

《1ヶ月児健診とは》

生後1ヶ月を目安に医療機関で行われる検診です。乳児期の発育・発達を確認し、異常の早期発見及び早期支援を行うための健診です。

この検査は、出産した医療機関において、退院時もしくは2週間の産婦健診と併せて予約をします。詳細は、医療機関にお問い合わせください。

●受診票の受け取り方法： 妊娠届出時に妊婦健診受診票と一緒に「1ヶ月児健診受診票（水色の用紙）」を交付します。

●検査対象： 生後1ヶ月の乳児（1人1回の補助です。）

●公費負担額： 上限4,000円（4,000円に満たない場合はその額）

●受診方法：

出産した医療機関に「1ヶ月児健診受診票」を提出してください。

受診後、医療機関から市町村へ直接、検査結果が送付される仕組みとなっています。

お問い合わせ	1ヶ月児健康診査費用助成	保健センター （健康推進課）	0279 88-5797
--------	--------------	-------------------	-----------------

※産婦健康診査・新生児聴覚検査・1ヶ月健診の費用助成事業の受診票について

「受診票」は群馬県内の医療機関で使用できます。県外の医療機関で出産された方は、検査費用を償還払いにて助成することとなります。償還払いの手続き方法については保健センターにお問い合わせください。

こ そ だ よ そ こ そ だ せ だ い ほ う か つ し え ん 子育てに寄り添う “子育て世代包括支援センター”

草津町子育て世代包括支援センターを開設しました！

草津町では、令和2年12月に草津町健康推進課（保健センター）内に、子育て世代包括支援センターを設置しました。この子育て世代包括支援センターでは、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育てに関わる不安や悩みなどの相談に応じ、地域の専門機関と連携することで、一人ひとりに寄り添ったつながりのある支援をいたします。まずは子育て世代包括支援センターへ何でもご相談ください。

お問い合わせ	子育て世代包括支援センター	保健センター （健康推進課）	0279 88-5797
--------	---------------	-------------------	-----------------

④ 赤ちゃんの健康のために “乳児健診・乳児相談”

乳児健診

草津町では、4～5ヶ月・10～11ヶ月の赤ちゃんを対象に『乳児健診』を実施しています。

乳児健診では、小児科医による赤ちゃんの診察や成長発達の確認のほか、離乳食や育児に関する相談をお受けしますので、ぜひお出かけください。

- 内容 : 1 保健師による問診 4 栄養士による離乳食指導
- 2 身長・体重・頭囲・胸囲の計測 5 保健師による保健指導
- 3 小児科医による診察

●持ち物： 母子手帳、通知に同封の問診票、栄養相談票、おむつなど

●健診費は無料です

●当日都合がつかない方は連絡をください。



乳児相談

草津町では、3ヶ月・6ヶ月・12ヶ月の赤ちゃんを対象に『乳児相談』を実施しています。

生まれたばかりの赤ちゃんは、1年間に身長・体重はもちろん、心も驚くほどの成長を上げます。

乳児相談では、それぞれの月齢で赤ちゃんの健康状態や、身長・体重などの発育状態を確認し、育児に関する相談をお受けします。

- 内容 : 1 保健師による問診、保健指導
- 2 身長・体重・頭囲・胸囲の計測
- 3 栄養士による離乳食指導
- 手作り離乳食の試食プレゼント



●持ち物： 母子手帳、通知に同封の問診票

●健診費は無料です

●当日都合がつかない方は連絡をください。

離乳食のすすめ方アドバイス

右の図は一つの例となります。出生体重や出生週数によって進め方が異なります。一人ひとりにあった離乳食のすすめ方を乳児相談で栄養士がお話します。



首のすわりがしっかりしている。支えてあげると座れる。食べものに興味を示す。赤ちゃんのこんなサインを感じたら、そろそろ離乳食をはじめましょう。			
ゴックン期 5～6か月頃	 食べ始める目安 1日1回つぶしがゆ1さじから始める。	モグモグ期 7～8か月頃	 食べ始める目安 1日2回食で食事のリズムをつけていく。
かたさき やわらかなとろろ状からベタベタ状へ(ポタージュ状からヨーグルト状)。		かたさき つまむと簡単につぶれるやわらかさ(豆腐くらい)。	
食 べ おかゆ、野菜、豆腐、白身魚など。		食 べ 卵黄から全卵へ、鶏ささみ、赤身魚なども、様子をみながらチャレンジしましょう。	
注意! はちみつは、乳児ボツリヌス症を予防するため、満1歳までは使わないようにしましょう。			
カミカミ期 9～11か月頃	 食べ始める目安 食事のリズムを大切に、1日3回食へ。	パクパク期 12～18か月頃	 食べ始める目安 1日3回の食事と生活リズムを整える。
かたさき つまんでみて、少し力を入れるとつぶれるくらい(バナナくらい)。		かたさき 手づかみで食べられ、歯ぐきでかみつぶせるくらい(肉だんごくらい)。	
食 べ 赤身肉、レバーなども、様子をみながら加えていきましょう。		食 べ 様々な食材にチャレンジしましょう(味の濃いもの、刺身などの生ものは避けましょう)。	

お問い合わせ・手続き

乳児健診・乳児相談

保健センター
(健康推進課)

0279
88-5797

乳児相談の同一日にブックスタート事業も行います(次ページ)

④ ^{あか}赤ちゃんの^{けんこう}健康のために “ブックスタート”

乳児相談と同一日に実施します

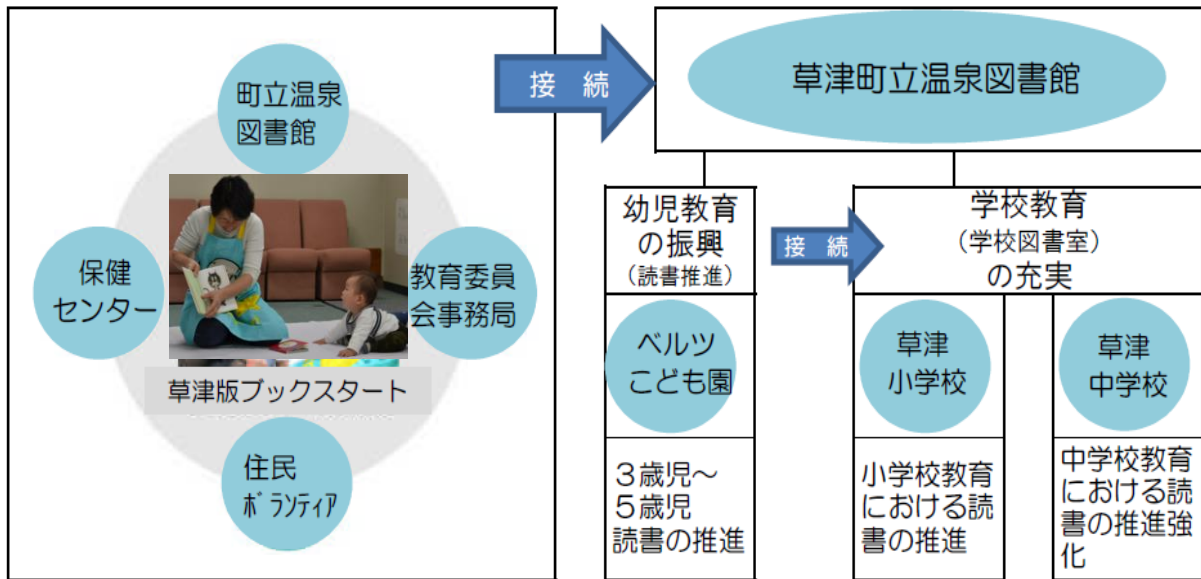
赤ちゃんの時から家庭で絵本を開くことにより、肌と言葉で触れ合いをしてほしい、そして愛情に満ちた言葉を語りかけることで心を通わせ幸せを感じてほしいとの願いから『乳児相談』の機会に子どもと保護者に読み聞かせをしながら絵本を手渡します。



3

予乳児等健診と

第1部 妊娠・赤ちゃんのこと



くさつまちどくしょすいしん 草津町読書推進プラン

こども園から小学校、そして中学校への「読書推進」接続イメージ

ベルツこども園図書スペース



草津小学校図書室



草津中学校図書室



草津町立温泉図書館



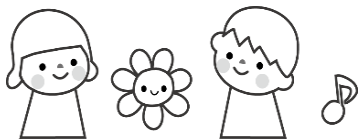
平成30年度からは、母子保健事業との連携によって両親と子どもの愛着形成を目的とした乳児期におけるブックスタート事業を開始しています。

また、読書推進プランとしては、ベルツこども園における図書スペース整備を行うと共に、町立温泉図書館の図書館司書が主体となって、園児向けの絵本などの整備充実を図ります。併せて、小・中学校の図書整備を強化し、横断的かつ接続性のある読書推進事業を展開します。

お問い合わせ	ブックスタート	保健センター（健康推進課）	88-5797
		教育委員会事務局	88-0005

⑤ あか けんこう にゅうようじけんしん “乳幼児健診”

さい かげつ じけんしん 1歳6ヶ月児健診



●各種の乳幼児健診の案内は通知にてお知らせします。

- 内容：
 - ・問診、身長・体重測定、小児科医・歯科医による診察
 - ・歯科衛生士による歯みがき指導、フッ素塗布
 - ・育児・栄養相談
- スタッフ：小児科医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士、看護師、心理相談員、母子保健推進員
- 持ち物：母子手帳、同封の健康診査票、栄養相談票、1才6か月児健診アンケート、聞こえの確認問診票

乳児期を終え幼児期に入った1歳児は、歩きはじめ、話しはじめます。この時期は歩くことができるかどうか、幼児食へ切り替えられているかどうか、言葉が出はじめたかどうかなど、運動機能やこころの成長を確認することが必要となります。

発達の問題、むし歯予防や病気・異常の早期発見のために重要な時期なので、必ず健診を受けるようにしてください。【受診費は無料です】



さい じけんしん 3歳児健診

●3歳児健診は、心と身体の状態を確認し病気等を早期に発見するための健診です。日々の子育てで心配なこと、不安に思うことについても遠慮せず相談してください。

幼児期は、身体の発育の面からも精神の発育の面からも、将来の人間形成に大きく影響する時期であるといわれています。

この時期は、色々なことを模倣し、自立しようという気持ちが芽生え始めます。それと同時に成長・発達の個性・特性が強く現れてくる時期でもあります。必ず健診を受けるようにしてください。【受診費は無料です】

- 内容：問診、尿検査、身体計測、小児科医・歯科医による診察、保健指導（歯科・栄養・生活全般について）、フッ素塗布
- スタッフ：小児科医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士、看護師、心理相談員、母子保健推進員
- 持ち物：母子手帳、同封の健康診査票、栄養相談票、3才児健診アンケート

そとふ フッ素塗布

●フッ素塗布を実施する健診は、1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診です。

2歳と2歳6ヶ月の塗布については、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診実施日に併せて行います。

草津町では、むし歯予防に有効であるフッ素塗布を実施（受診費は無料）しています。フッ素塗布は6ヶ月に1回程度塗布することが望ましいとされており、草津町では、

- * 1歳6ヶ月児
- * 2歳児（1才6ヶ月児健診でのフッ素塗布から6ヶ月後）
- * 2歳6ヶ月児（2才児のフッ素塗布から6ヶ月後）
- * 3歳児 の計4回受けることができます。



※フッ素塗布を受ける方は、健診票に添付されている注意事項をよく読んで、同意書に忘れずに署名してください。また、当日、歯ブラシを持参してください。

3 予乳 児等 健診 と 接 種

第1部 妊娠・赤ちゃんのこと

お問い合わせ

1歳6ヶ月児健診
3歳児健診・フッ素塗布

保健センター
（健康推進課）

0279
88-5797

⑤ ^{あか}赤ちゃんの^{けんこう}健康のために“^{にゅうようじけんしん}乳幼児健診”

^{さいしがんかけんしん}3歳児眼科健診（^{くっせつ}屈折・^{がんいけんさ}眼位検査）

平成30（2018）年度より開始しました。

子どもの視力は6～8才くらいに完成します。この時期に脳の視覚領域が正常に発達しなければ、弱視（メガネやコンタクトをしても視力が出ないこと）になってしまう恐れがあります。

弱視や斜視（片目の視線がずれていること）は早期発見、早期治療がとても大切です。しかし、乳幼児は見えにくさを自覚していないことが多く、家族も気づきにくいことから、発見と治療が遅れてしまうことがあります。

眼科検査により、早期に弱視を発見し早期治療を行うことが大切となりますが、視力検査だけでは目の異常を見逃してしまう恐れがあります。

そのため、今まで実施していた視力検査に加え平成30年度から3歳児眼科健診として、屈折検査を導入し、より詳しい検査を行っています。

3

予乳
防児
接等
種健
診と

●内容：眼科健診（屈折・眼位検査） ※無料

●対象：3才から4才までの間で1回実施します。

●会場：草津町保健センター
対象となるお子さんには、個人通知にて日時をお知らせします。



●補足事項：検査結果は検査当日に分かります。
精密検査が必要と判定された場合には、その場で紹介状をお渡ししますので、必ず眼科専門医へ受診をしてください。

この検査をすることで、視力の発達を妨げる原因がわかることもあります。
また、視力検査だけでは目の異常を見逃してしまう恐れがありますが、屈折検査をすることで、見逃しを減らすことができます。また、角度の大きな斜視を調べることができます。

お問い合わせ

3歳児眼科健診

保健センター
（健康推進課）

0279
88-5797



⑥ あか 赤ちゃんの健康のために “定期予防接種” てい き よ ぼ う せ っ し ゅ

定期予防接種は、対象年齢や受ける回数が予防接種法で定められています。

お子さんの健康を守るために法定接種期間内に予防接種をしてください。
以下の内容は令和6年4月現在のものです。詳しくは毎年配布します『草津町健康カレンダー』と『通知』を参照して下さい。



● 2ヶ月～7歳6ヶ月未満

	種類	回数	法定接種年齢	接種場所
※	ロタウイルスワクチン (ロタリックス)	2回	生後6週から生後24週0日までの乳児	医療機関
	ロタウイルスワクチン (ロタテック)	3回	生後6週から生後32週0日までの乳児	
	ヒブワクチン	4回	2ヶ月～5歳に至るまで	
	小児用肺炎球菌 (13価または15価)			
	B型肝炎	3回	生後2ヶ月～1歳に至るまで	
※	四種混合	4回	2ヶ月～7歳6ヶ月に至るまで	草津町保健センター もしくは医療機関
	五種混合	4回	2ヶ月～7歳6ヶ月に至るまで	
	BCG	1回	1歳に至るまで(標準的な接種期間は生後5ヶ月～8ヶ月に達するまで)	
	麻しん風しん混合1期	1回	1歳～2歳に至るまで	
	水ぼうそう	2回	1歳～3歳に至るまで	
	日本脳炎	3回	6ヶ月～7歳6ヶ月に至るまで	
	麻しん風しん混合2期	1回	5歳～7歳未満で小学校入学前の1年間	

※令和6年度から、四種混合にヒブワクチンが加わり、五種混合となります。
また、小児肺炎球菌ワクチンは13価から15価のワクチンに変更になります。

● 小学生

種類	回数	法定接種年齢	接種場所
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	1回	11歳～13歳未満(小学校6年生)	草津 小学校
日本脳炎(2期)	1回	9歳～13歳未満(小学校4年生)	

※定期予防接種にあたっての注意事項

- 草津町が実施する上記の定期予防接種は、接種当日に草津町に住所のある方が対象です。
草津町保健センターで受ける定期予防接種は【無料】です。ただし、予防接種法に規定される接種方法によらない方法(対象年齢を超えた接種や誤った接種間隔での接種、規定回数を超えての接種など)でした場合は任意予防接種の扱いとなり、有料になります。
- 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期の予防接種ができなかった場合の特例について
 - ・事前に町へ届出をし、認められた場合に限り、対象年齢外でも接種することができます。
 - ・この特例の対象となる疾病や接種できる期間が決まっていますのでお問い合わせください。
- 疾病等により主治医のもとで接種をする場合、出産後の長期の里帰りにより指定された集団接種日に来所できない場合、任意予防接種を希望しており医療機関での予防接種

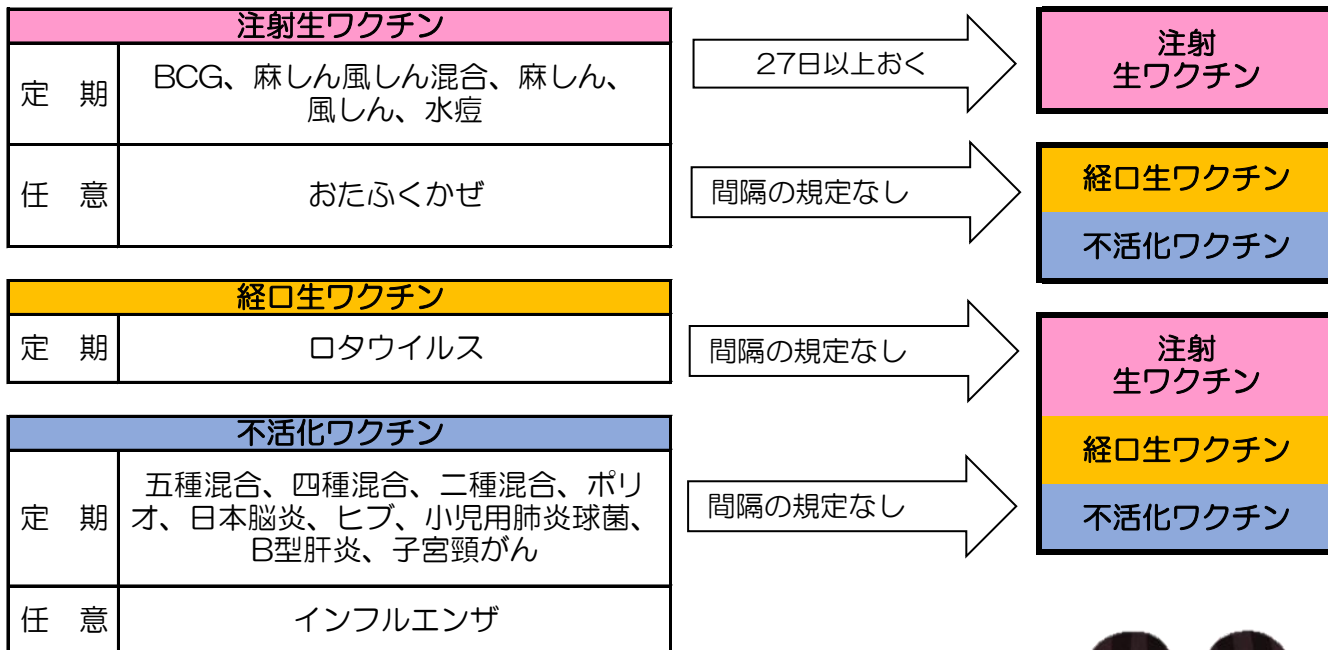
前ページからつづく

スケジュールが集団接種のスケジュールと調整できない場合等、やむを得ない理由により、草津町保健センターで実施する集団接種ができない場合は医療機関での個別接種となります。

草津町保健センターへご相談ください。

※ 個別予防接種を希望する場合・・・個別予防接種申立書の提出が必要です。申請書は草津町保健センターにありますので、印鑑を持参の上、手続きを行ってください。

●異なる種類のワクチンを接種する場合の間隔について（参考）



● 予防接種を受ける前に、必ず「予防接種と子どもの健康」で、接種する予防接種の説明をお読みください。「予防接種と子どもの健康」は妊娠届出時に配布しています。お手元がない方は保健センターまでご連絡ください。



お問い合わせ・手続き	定期予防接種	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
------------	--------	-------------------	-----------------

てい き よ ぼ う せ っ し ゅ に ん い よ ぼ う せ っ し ゅ 定期予防接種と“任意” 予防接種について

予防接種には、法律に基づいて市区町村が主体となって実施する「定期接種」と、希望者が各自で受ける「任意接種」があります。

● お読み下さい

接種費用は、定期予防接種は公費（一部で自己負担あり）となり無料で受けられますが、任意接種は自己負担となります。

任意予防接種ワクチンは、接種するかどうか接種を受ける側（赤ちゃんなら保護者）に任されているワクチンですが、決して医学的に重要度が低いワクチンというわけではありません。

任意予防接種を希望する場合には、かかりつけ医とよく相談して受けてください。

定期予防接種は、万が一、接種による健康被害が発生した場合は予防接種健康被害救済制度が適用されます。

任意予防接種によって健康被害が発生した場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による救済制度の適用となります。

任意予防接種のワクチンに健康保険は適用されませんので、接種費用は基本的に自己負担となりますが、草津町では小児の季節性インフルエンザワクチン等の費用助成を行っています。（任意予防接種の費用助成については次のページからをご覧ください。）

お問い合わせ・手続き	任意予防接種	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
------------	--------	-------------------	-----------------

くさつまちしょうに
草津町小児インフルエンザ予防接種費用助成
よぼうせっしゅひょうじょせい

※生後6ヶ月から高校3年生相当年齢の方 ※任意予防接種です

草津町では、子どものインフルエンザ予防接種費用を助成します。平成30年度からは助成額を増やし、皆様の接種に役立てていただき、インフルエンザの流行時の予防と重症化の予防を目的としています。

1. 対象者 (草津町に住民登録のある方)

生後6ヶ月から高校3年生に相当する年齢までの方

2. 費用助成申請について

- ①医療機関で接種し、接種料金全額を支払ってください。
- ②医療機関から領収書を受け取り、保健センター窓口にて助成申請手続きを行ってください。



手続きに必要な物

領収書、申請書(保健センター窓口にあります)、印鑑、
通帳等口座番号が分かるもの

- ③後日、接種費用一回につき、3,500円を上限に草津町から指定口座へ振り込みます。
※接種費用が3,500円に満たない場合は当該予防接種に要した額となります。
※13歳未満の方は、一人につき2回までの補助

3. 申請期間 令和7(2025)年3月末日までに申請してください

4. その他

- ①医療機関で接種し、接種料金全額を支払ってください。
- ②インフルエンザの予防接種は、任意接種です。必ず接種しなくてはならないものではありませんので、医師と相談の上、保護者の責任において接種するかどうかを決めてください。
- ③インフルエンザの予防は、予防接種だけでなく以下のことにも注意して下さい。

- 外出後は、うがい・手洗いを必ず行いましょう。
- 部屋の換気をこまめに行いましょう。
- 食事を三食きちんと食べ、睡眠を十分とりましょう。



インフルエンザとは？

インフルエンザの症状は、突然の高熱・頭痛・関節症などで、のどの痛み・咳・鼻水などもみられます。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。予防に心掛け、日頃からのうがい・手洗いを行いましょう。

草津町おたふくかぜ予防接種費用助成

※任意予防接種です

令和5（2023）年度より、おたふくかぜ予防接種に係る費用の一部を助成する事業を開始しています。この予防接種は任意接種となりますので、接種を希望する方はかかりつけ医と相談の上、接種を検討してください。

1. 対象者（草津町に住民登録のある方）

1歳～就学前のお子さん（満1歳の誕生日から就学前の年度末まで）
※過去におたふくかぜに罹ったことのある人は対象外です。

2. 助成金額について

接種1回あたり 4,000円（一人2回まで）
※2回の接種を行うかどうかは主治医に相談してください。

3. 費用助成の申請方法について

- ①かかりつけ医等の医療機関に相談の上、予約・接種をしてください。
- ②接種した医療機関へ、接種費用全額を支払ってください。
- ③医療機関から領収書を受け取り、保健センター窓口にて助成申請手続きを行ってください。

手続きに必要な物

申請書（保健センター窓口にあります）、印鑑、母子手帳
通帳等口座番号が分かるもの、
領収書（おたふくかぜワクチンを受けたことが分かるもの）

- ④後日、助成金額を草津町から指定口座へ振り込みます。

4. 申請期間 令和7（2025）年3月末日までに申請してください

おたふくかぜとは？

おたふくかぜとは、ムンプスウイルスによる感染症で、主な症状は耳下腺の腫れです。飛沫感染で、潜伏期間は2～3週間です。人に感染しやすい期間は発病数日前から主症状が消退するまでです。年長児や成人が罹ると重症化し、合併症の頻度も高くなります。難聴になることもあり、難治性のため後遺症を残すことが多く注意が必要です。

お問い合わせ

おたふくかぜ予防接種

保健センター
（健康推進課）0279
88-5797

⑦ 育児支援教室 “ベビールーム”

赤ちゃんのいる生活はいかがですか？

毎日の子育てに疲れている…

赤ちゃんとのように接したらよいか分からない…

同じくらいの赤ちゃんを持つお父さん・お母さんと話したい…

子育て中は、たくさんの不安や悩みを抱えることもあります。

このような不安や悩みを軽減できるように、今年度も保健センターにおいて、下記のとおり『ベビールーム』を開催いたします。

ベビールームは、子育て中のお母さんが赤ちゃんとのスキンシップを図りながら、不安や悩みを少しでも軽減できるように、また、同じ月齢の赤ちゃんを持つお母さん同士の交流を図り、仲間作りをする場です。

*** 赤ちゃんと一緒に、リラックスした時間を過ごしてみませんか ***

●日程 令和6(2024)年度 ※あらかじめお申し込みのうえ、お出かけください

	日にち	内 容
第1回	4月19日(金)	●時 間 午前10時から11時30分まで ●内 容 ☆自己紹介 ☆赤ちゃんとのスキンシップ 「手遊び」「ベビーマッサージ」 ☆体重測定、個別相談（希望者のみ） ☆フリートalking ※ベビーマッサージとは… 赤ちゃんの誕生の疲れを癒し、親子のふれあいによって、丈夫な身体と豊かな感性をもたらすといわれている、赤ちゃんとのスキンシップの方法のひとつです。
第2回	5月17日(金)	
第3回	6月13日(木)	
第4回	7月11日(木)	
第5回	8月8日(木)	
第6回	9月5日(木)	
第7回	10月10日(木)	
第8回	11月15日(金)	
第9回	12月12日(木)	
第10回	1月14日(火)	
第11回	2月13日(木)	
第12回	3月11日(火)	

●対 象 3ヶ月から12ヶ月までの乳幼児と保護者

●持ち物 バスタオル1枚、母子手帳、水筒（お子さんと保護者の方の飲み物）

⑦ 育児支援教室 “すまいる”

育児支援教室『すまいる』は、感覚遊び、バランス遊び、音楽に合わせて体を動かすリズム遊びを親子で体験することで、子どもさんの心と体の発達を促すことを目的とした教室です。親子で楽しい時間を過ごすことや集団での活動の経験は、子どもさんの成長発達を促すために、とても大切なことです。毎月1回、楽しい遊びをたくさん用意してお待ちしています。是非ご参加ください。

●日程 令和6(2024)年度 ※毎回、お申し込みのうえご参加ください

	日にち	内容		日にち	内容
第1回	4月23日(火)	ふれあい遊び	第7回	10月16日(水)	風船人形
第2回	5月13日(月)	パルーン	第8回	11月13日(水)	電車ごっこ
第3回	6月4日(火)	かたつむり製作	第9回	12月17日(火)	クリスマス制作
第4回	7月4日(木)	魚釣り遊び	第10回	1月21日(火)	タオル遊び
第5回	8月22日(木)	魚釣り遊び	第11回	2月19日(水)	ひなまつり制作
第6回	9月19日(木)	リズム遊び	第12回	3月6日(木)	マッチング

●時 間 午前9:30～11:30

●場 所 草津町総合保健福祉センター

●対 象 満1歳から就園前までの子どもさん

●持ち物 次の物を毎回持参してください

- ・出席ノート（初回参加時に配布します）
- ・おしぼり（ぬらしたハンドタオル）1枚



お問い合わせ・お申し込み	育児支援教室 ベビールーム・すまいる	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
--------------	-----------------------	-------------------	-----------------

草津町保健センターで行う各種の育児支援教室（すまいる・ベビールーム）には、保健師のほかに、助産師や保育士、町の母子保健推進員など、多くのサポーターがいます。

また、食育の推進に関わる事業などでは、管理栄養士のほかに、町の食生活改善推進員などのボランティアサポーターがいます。



母子保健推進員とは・・・

母子保健推進員は、草津町から委嘱を受けて、妊婦さんやお母さんが安心して妊娠・出産・子育てができるように、町の母子保健事業に協力し、保健センターとみなさんをつなぐパイプ役として、また、地域の身近な相談役として活動しています。

●主な活動内容

- ・担当地区の乳幼児家庭への通知配布、行政サービスの参加の勧めや紹介
- ・健診事業への従事
- ・育児支援事業への従事
- ・研修会への参加

等

草津町には、各行政区に1～2名の母子保健推進員がいます。
中には2つの行政区を1名で担っている方もいます。



食生活改善推進員とは・・・

食生活改善推進員は、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、全国組織で活動するボランティア団体です。

草津町では現在22名の会員で活動しており、食や健康についての知識を身につけ、幅広い世代へ、食を通じた健康づくりの輪を広げています。

食生活改善推進員になるためには、食生活改善や健康づくりに関する講義の全課程を修了する必要があります。

●主な活動内容

- ・研修会（調理実習）や県・支部活動への参加
- ・中学生を対象にしたお弁当実習や郷土料理実習
- ・おやこ食育事業
- ・生涯骨太クッキング
- ・男性のための料理講習会
- ・地区活動（シニアカフェ等）

等



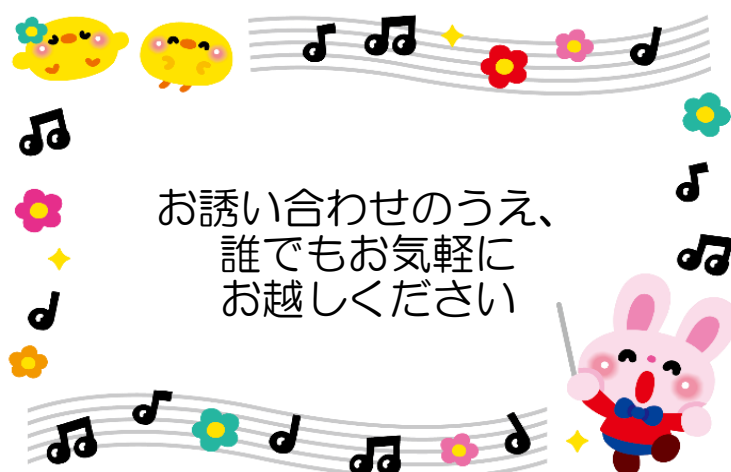
◎食生活改善推進員として一緒に活動したい方は、保健センターまでお問い合わせください。

⑧ ^{こ そ だ}子育てひろば「すくすく」

令和6年4月より、「子育てひろばすくすく」の担当が草津町社会福祉協議会から草津町教育委員会こどもみらい課に変更となり、開催場所も「草津町公民館2階児童室」に移動しました。これまでの「すくすく」とは異なりますが、地域の子育て家族の応援団として楽しく集える場、子育ての相談の場、語らい学べる場を提供していきます。



- 開館時間 毎週 火・水・木 9:00～12:00
- 休館日 月・金・土・日・祝祭日、
小学生の長期休み中（夏休みや冬休み期間など）
- 場 所 公民館2階「児童室」
- 対 象 就園前の乳幼児（0歳～3歳中心）とその保護者の方、
マタニティの方
- 内 容 自由ひろば、バザー、読み聞かせ、パネルシアター、季節の製作等
（すくすくカレンダーやいでゆでお知らせいたします。
また、内容は変更になる場合があります。）
- 利用方法 開館時間内に自由にご利用ください。お子さんの飲み物等は必要に応じて各自で持参してください。
- 施設設備 遊具、絵本、授乳室 他



お問い合わせ	子育てひろば「すくすく」	教育委員会 こどもみらい課	0279 88-0005
--------	--------------	------------------	-----------------

⑨

草津町『育ちと学びを支えるネットワーク事業』

ようじこべつそうだん きょういくそうだん

 幼児個別相談・教育相談

草津町では、教育委員会と保健センターが連携して、児童生徒はもとより就学前の子どもたちも含めた「切れ目のない横断的かつ接続性のある子育て支援」を行うため、『育ちと学びを支えるネットワーク事業』を平成24年度から推進しています。

町保健センターの保健師や町教育委員会の係を窓口として、外部の専門家チーム（医師や公認心理師等で構成）と事業提携をしています。また、学校医や助産師とも連携し、種々の子育て相談や教育相談、また、保護者の支援や児童生徒の支援の充実に努めています。お困りのことがある時には遠慮なく、問い合わせを下さい。

くさつまち
草津町

そだ まな ささ きょういく そうだん

 『育ちと学びを支えるネットワーク事業』


保健センター

保健師

草津町保健センターとして実施している

- ・「妊婦健診」
- ・「乳児健診」
- ・「1歳6ヶ月児健診」
- ・「3歳児健診」
- ・「育児支援教室」等の情報共有

専門家チーム

医師・公認心理師等

幼児個別相談

教育相談

5歳児運動健診

発達特性検査

教育委員会

学校教育係
こどもみらい課

草津町教育委員会として実施している

- ・「健康診断」
- ・「知的発達検査」
- ・「教育相談」
- ・「就学援助相談」
- ・「児童家庭調査」等の情報共有

福祉課

住民課

4

 相
談
支
援
制
と
室

 第
1
部
妊
娠
・
赤
ち
ゃ
ん
の
こ
と

ようじこべつそうだん

 幼児個別相談


保健センターでは、育児のことや、お子さんの発達面での心配なことや、困っていることがある時は、町の保健師が窓口となって相談に応じます。『幼児個別相談』では、専門家の先生（公認心理師・臨床心理士）を外から招へいし、月に一回、相談が出来る体制を整えています。

相談料は無料です。専門家の公認心理師（臨床心理士）の先生と町の保健師が月一回、相談に応じています。
予約制ですので、電話か来所にてお問い合わせ下さい。

きょういくそうだん

 教育相談

教育委員会では、お子さんの発達特性に関わること、いじめ問題や、不登校問題等の教育相談を生徒指導担当がお受けしています。内容によっては、上記の『幼児個別相談』と同様、専門家の公認心理師の先生におつなぎすることもあります。

ひとりで抱え込まずに 相談してください

お問い合わせ	幼児個別相談	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
	教育相談	教育委員会事務局	0279 88-0005

5歳児運動健診

～リュックからランドセルへ～

草津町では『育ちと学びを支えるネットワーク事業』の中で、『5歳児運動健診』を行っています。これは、保健センターが1歳6ヶ月児健診・3歳児健診などで関わり把握してきた情報を、教育部局が受け(橋渡しされ)、現時点でのお子さんたちの発達特性や個性を、専門的見地からの確に把握し、保護者の皆さんの養育支援につなげる(橋渡しする)ことと、教育行政側としては、これらの情報を学校につなぎ、スムーズな就学に結びつける(橋渡しする)ことをねらいの一つとして実施しています。そして、就学後は小学校における個別支援計画、特別支援教育の展開を図り、個々の特性に応じた「温もりのある、きめ細かな支援」を推進しています。

1. 運動健診／集団での発達観察

20名程度の集団を作り、体を動かすことの楽しさを経験させながら、その運動には、子どもの身体バランス能力・リズム能力などが把握できるプログラムが用意されており、専門家チームが集団での行動を所見します。



2. 作業健診／小グループでの発達観察

この作業健診には子どもの手先の器用さについて把握できるプログラムが用意されています。この健診では、町保育士が用意した素材資料に塗り絵をしたり、型どりをするために切ったり貼ったりするなどの作業行程があります。また、小グループ(5～6人)の中での指示の入り方なども専門家チームが所見します。



3. ビジョン健診／1対1での行動観察

眼球運動検査を導入し、眼球コントロールのチェックをしています。この検査は教科書等の音読の得手不得手や、板書に関する課題を明確にし、小学校へ進学してからの授業支援の在り方の手立てにしようとしているものです。また、これら3種の健診検査の実施により、集団、少人数、個別指導のそれぞれにおける指示の受け止め方や理解の度合いを専門家チームの所見により見立て、個々の特性を把握しています。



4. 運動プログラム／6月から9月の成長観察

6月上旬に①～③の健診を行ったのち、3ヶ月経過した9月中旬に園児と保護者を対象にした運動プログラムを実施し、親子のスキンシップを図りながら、5歳児運動健診後の子どもたちの成長観察を専門家チームを主体に行います。これらの所見により、教育委員会の就学指導や、小学校へのスムーズな就学に結びつけます。



※また、5歳児運動健診を含め、就学前の健康診断や発達検査等を実施します。
ご案内は年長のお子さんを持つご家庭に郵送等にてお知らせをさせていただきます。

はったつとくせいぎんみけんさ 発達特性吟味検査

お子さんの発達における特性検査についても、専門家の先生方にお願ひし、必要に応じて実施しています。

こそだ けんしゅうかい 子育て研修会

専門家の先生から、お子さんの発達特性についての説明や、療育、子育てに関わる講演をして頂いてます。



1 目次・はじめに

2

妊娠・
赤ちゃんのこと

3

乳児等
予防接種
健診と

4

相談
育児支援
体制と
教室

5

こども
園・中
学
校と

6

各種
制度等
の
手当・

7

もしもの
時の
相談
窓口等



子どもが元気になれる魔法

気にしてあげましょう

笑いかけてあげましょう

声をかけてあげましょう

励ましてあげましょう

なぐさめてあげましょう

抱きしめてあげましょう

そばに居てあげましょう

～草津町育ちと学びを支えるネットワーク事業～

草津町 子育てガイドブック 2024年度版

草津町 育ちと学びを支えるネットワーク事業

草津町健康推進課（草津町保健センター）
草津町教育委員会事務局／こどもみらい課
草津町住民課
草津町福祉課

発行：令和6年7月
編集：草津町教育委員会
こどもみらい課みらい支援室